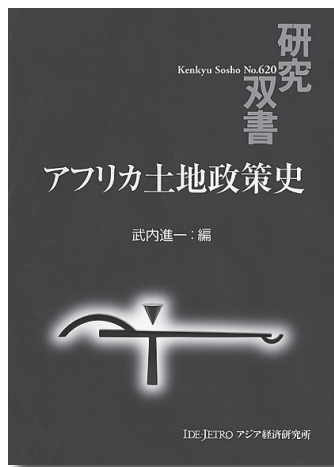


武内進一編

『アフリカ土地政策史』

研究双書 No.620 アジア経済研究所 二〇一五年



アフリカの土地問題に対する関心が世界的に高まっている。広大な土地が困り込まれる「ランドGrab」や、急激な人口増加にともなう土地不足に関する報道を耳にした方も多

いだろう。土地は、農業や牧畜はもとより、林業や鉱業、環境保全、さらには都市開発など、あらゆる開発の基盤となる重要な資源である。

それだけに土地政策に関しては無数の先行研究があるが、本書の立ち位置は国家建設の観点から政策史を捉えるというものだ。アフリカ一〇カ国（ケニア、ザンビア、シエラレオネ、タンザニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ルワンダ、ブルンジ、ソマリア、エチオピア）に関して、一世紀以上にわたる土地政策の歴史を俯瞰した本書は、日本はもとより世界でも類をみない一冊だと自負している。

土地政策の変化にはアフリカの国家建設の特徴が反映される。アフリカの

国家の圧倒的に多くは、植民地列強が創り上げたものだ。そこでの土地政策は、いかに社会を統制し、支配するかという関心と表裏一体をなす。この関心は、土地を利用していかに

開発を進めるかという関心とともに、政策を形作る動機であった。

支配と開発という観点から土地政策を跡づけると、アフリカの多くの国で共通の傾向が観察される。植民地化直後、ヨーロッパ列強はアフリカ人から土地を奪い、ヨーロッパ人入植者やヨーロッパ系企業に合法的に移転できるような法制度を整備した。一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて、植民地国家の主たる関心事は土地を通じたアフリカ人の支配であった。

第一次世界大戦が終結する頃から植民地当局の関心が変化し、アフリカ人の土地権利保護の必要性が謳われるようになる。これは、開発資金を自前で賄う必要に迫られた植民地当局が、ア

フリカ人を開発に積極的に動員するようになったことと関連している。この時代、間接統治政策が精緻化され、「原住民統治機構」などの制度を通じてアフリカ人社会は植民地国家に位置づけられた。こうした構造のなかで「原住民統治」を担うアフリカ人（チーフ、ヘッドマンなどと呼ばれる）の権力が強化され、慣習的土地所有の再編、制度化につながっていった。

独立後のアフリカでは、国によって対照的な土地政策が採られた。多くの国では、土地の私的所有権を弱め、所有権を国家に帰属させる政策が採用された。植民地期に白人入植者に与えられた土地所有権は期限付き賃借権などに変更され、極端な場合には没収された。ただし、依然として国土の大部分は、実質的に慣習的土地所有の下にあった。

一方、少数の国では土地の私有化が進められ、アフリカ人に私的所有権が広く供与された。代表的な国はケニアである。植民地期末の一九五〇年代に勃発した「マウマウの反乱」をきっかけとして、アフリカ人に対する私有地の再配分政策が開始され、独立後の政府もそれを引き継いで土地再配分と登記が熱心に進められた。

しかし、二つの対照的な土地政策は、いずれもアフリカ人に安定的な土地権利を保障できなかった。国有化政策が採られた国でも、私有地分配政策が採

られたケニアでも、政治的有力者の介入によって土地が恣意的に配分されることが珍しくなかった。一方で、慣習的所有の下にある土地に対する政策はほとんど採られず、放置された。

冷戦終結後、アフリカの多くの国では土地政策が転換された。民主化や経済自由化の流れのなかで、個人の権利を強める方向で政策が見直されたのである。土地を登記し、権利証を個人に配布する政策を採る国も増えてきた。

こうした政策変化にもかかわらず、多くの国は土地所有権が国家にあるという原則を崩さず、個人の権利には様々な制約が加えられている。私的所有権を強める世界的潮流のなかでも、土地に対して強い権限を行使しようとする国家の姿勢は、それほど変わっていない。

土地政策の歴史を跡づけることは、今日の土地問題を考えるために不可欠の作業である。土地政策を評価し、あべき政策を検討するために、本書は様々な示唆を与えるであろう。加えて土地政策史は、植民地当局を含む政策担当者などのような観点でアフリカ人社会と向き合い、国家に取り込もうとしてきたのかを映し出す。土地問題に関心がある読者だけでなく、アフリカ史全般に関心を持つ方々にも本書を手にとっていただければ嬉しい。

（たけうち しんいち／アジア経済研究所 地域研究センター長）